

「日光の木」利用促進事業

日光市内に木造住宅等を新築する方に、
「日光の木」の資材をプレゼントします！！

1 申込みのできる方

○市内に居住又は市内に転入予定の方で、次の要件を満たす自己が居住する一戸建の木造住宅、自己が居住及び経営する一戸建ての木造店舗併用住宅又は自己が経営する一戸建ての木造店舗を市内に新築される方。

- 1) 新築する住宅等の延床面積が、7.5㎡以上であること。(車庫部分を除く)
- 2) 新築する住宅等に使われる構造材(土台、梁、桁、柱等)の60%以上に市内木材業者が取扱う栃木県産材の証明を受けた木材を使用すること。
- 3) 市税及び公共料金に滞納がないこと。
- 4) プレゼント決定日から、その年度の末までに上棟が確認できること。【屋根の一番上の梁を設置した状況】

※住宅については栃木県が実施する『とちぎ材の家づくり支援事業』との併用が可能です。

2 プレゼントの内容

○以下のうち、いずれかの「日光の木」※1をプレゼント

種類	材質	寸法	規格	数量(上限)※2	
				通常 【20万円相当分】	森林認証材を使用※3 【26万円相当分】
柱材	スギ	105mm×105mm×3,000mm	特等材	35本	45本
		120mm×120mm×3,000mm		32本	42本
	ヒノキ	105mm×105mm×3,000mm		32本	42本
		120mm×120mm×3,000mm		26本	34本
羽目板材	スギ	120mm×12mm×3,650mm	無節	39㎡分	50㎡分
	ヒノキ		・	15㎡分	20㎡分
	サワラ		上小節込	31㎡分	41㎡分

※1…日光市内で産出された木材。

※2…木材価格変動により、数量(上限)が増減します。

※3…構造材の内、市内木材業者が取り扱う栃木県産材の証明を受けた木材(プレゼント分については「日光の木」)のすべてが森林認証材の場合。

3 申込み方法

- 1) 申請書……日光市役所農林課林政係で配布、また市のホームページからもダウンロードできます。
- 2) 申請書類…「日光の木」利用促進事業申請書に、構造材使用表、位置図、平面図、立面図及び市税及び公共料金の納付状況に関する調査の同意書(市街在住の方は、納税納税証明書のコピー)を添えて申請となります。
- 3) 申込み先…日光市役所農林課林政係に提出してください。



【 問い合わせ先 】

日光市今市本町1番地
日光市農林課林政係
TEL : (0288) 21-5104
FAX : (0288) 21-5575